資料 2

意見照会の結果と対応

【タイムラインの修正について】

NO.	提案者	意見（要約）	対応
1	広島県 道路河川 管理課	NO.148：避難指示（緊急）の発令は、県●→○、市町○→●に修正。また、住民欄に◎を追加	左記のとおり修正しました。
2		NO.200：「・・・状況把握をおこなう」→「行う」に修正	左記のとおり修正しました。
3	広島・下関 地方気象台	NO.12：13 に統合 NO.13：12 を統合し、第 1 階層を「防災気象情報」、第 3 階層を「気象台が台風や大雨、高潮、暴風に関する実況及び見込みを発表する」に修正	左記のとおり修正しました。
4		NO.51：52 に統合 NO.52：51 を統合し、第 3 階層を「気象台が台風や大雨、高潮、暴風に関する実況及び見込みを発表する」に修正	左記のとおり修正しました。
5		NO.70：71 に統合 NO.71：70 を統合し、第 1 階層を「防災気象情報」、第 3 階層を「気象台が台風や大雨、高潮、暴風に関する実況及び見込みを発表する」に修正	左記のとおり修正しました。
6		NO.108：109 に統合 NO.109：108 を統合し、第 1 階層を「防災気象情報」、第 3 階層を「気象台が台風や大雨、高潮、暴風に関する実況及び見込みを発表する」に修正	左記のとおり修正しました。
7		NO.121：第 3 階層「気象台は暴風警報の基準に到達すると予想される場合、暴風警報を発表する」に修正	左記のとおり修正しました。
8		NO.168：第 2 階層を「ホットライン（大雨特別警報発表の可能性）」に、第 3 階層を「気象台は、大竹市、岩国市、和木町のトップに対して特別警報発表の可能性と今後の降雨状況等を、気象台長から直接助言する」に修正	左記のとおり修正しました。

NO.	提案者	意見（要約）	対応
9	広島・下関地方気象台	NO.176：第 3 階層の記載について要検討願います。	「基準地点の水位が、氾濫水位に到達し、今後も水位上昇が予測される場合」を「小瀬川から氾濫が発生した場合」に修正しました。
10		（追加）レベル 1：ホットライン：ホットライン（大雨警報（土砂災害または浸水害）・洪水警報の発表）：気象台は大竹市、岩国市、和木町の防災担当者に大雨警報（土砂災害または浸水害）・洪水警報の発表等について解説する。	左記のとおり追加しました。
11		（追加）レベル 3：ホットライン：ホットライン（土砂災害警戒情報の発表）：気象台は、大竹市、岩国市、和木町の防災担当者に土砂災害警戒情報の発表等について解説する。	左記のとおり追加しました。
12		（追加）レベル 4：防災気象情報：県気象情報発表（随時）：気象台が台風や大雨、高潮、暴風に関する実況及び見込みを発表する。	左記のとおり追加しました。
13		（追加）レベル 4：ホットライン：ホットライン（高潮特別警報発表の可能性）：気象台は大竹市、岩国市、和木町に対して高潮特別警報発表の可能性と今後の見込み等について気象台長から直接助言する。	左記のとおり追加しました。
14		（追加）レベル 5：防災気象情報：県気象情報発表（随時）：気象台が台風や大雨、高潮、暴風に関する実況及び見込みを発表する	左記のとおり追加しました。
15	弥栄ダム管理所	NO.154：ダム放流の一般への周知はサイレンの吹鳴をするだけなので、報道の〇は削除	左記のとおり修正しました。
16	広島県 LP ガス協会	NO.192：ガス供給はプロパンなので個別供給をしないことから項目ごと削除	左記のとおり削除しました。

【運用の手引きについて】

NO.	提案者	意見（要約）	回答（案）
17	(一社)広島県医師会	P3 図 1-2 太田川河事務所：関係機関への連続体制確認→関係機関への連携体制の確認	図 1-2 を差し替えました。
18		P3 図 1-2 和木町：【第二警戒体制】【災害警戒本部】→【第二次警戒体制】【災害警戒本部】	図 1-2 を差し替えました。
19		P15 3.タイムラン作成方法：周知・共有をはからなければならない→周知・共有を図らなければならない	左記のとおり修正しました。
20		P21 5.2 タイムランの変更基準：①と②の間をつめる	左記のとおり修正しました。
21		P24 ■情報伝達先：一社 広島県医師会→（一社）広島県医師会	P25 もあわせて、左記のとおり修正しました。

【運用について】

NO.	提案者	意見（要約）	回答（案）
22	大竹市	発信方法が基本メールとなっているが、FAX も混在していることから 1 種操作で終わらないことから発信忘れが起こるため、統一をして欲しい。	構成機関によっては、メール受信ができない担当者もいることから、メール、FAX での併用をお願い致します。
23	岩国市	9 月に発生した台風 10 号のように暴風警報が継続し、災害対策本部体制が解けない中、タイムラインの解除はどのタイミングで行うべきなのか。(水位の変化なし、大雨、洪水注意報なし)	水防災のタイムラインとしては、小瀬川の予報警報、気象情報等が解除されれば終了です。

NO.	提案者	意見（要約）	回答（案）
24	西日本電信 電話(株) 山口支店	今年の大雨の時に岩国市・和木町様から下記メール内容を受信いたしました。災害種別において、異なるレベル記載がある場合、小瀬川タイムラインの適用はどの被災種別を基準に判定されるのか判断に少し迷いました。 岩国市　　洪水・内水レベル【2】土砂【3】高潮【0】 実施指示　タイムライン２の対応 和木町　　洪水・内水レベル【0】土砂【1】高潮【0】 実施指示　タイムライン１の対応	岩国市域は広いことから、小瀬川周辺以外のレベルが上がっていることもあります。 今後は、洪水・内水は小瀬川の予報警報を気象情報は東部/岩国/岩国市を土砂災害は小瀬川周辺の危険度情報、警戒情報をもとにレベル移行を行います。

【その他】

NO.	提案者	意見（要約）	回答（案）
25	大竹市	メーリングリストから、課長と主幹の部署について保安防災係を削除して欲しい。	左記のとおり削除します。
26	中国電力（株）	メーリングリストを災害対応用と会議開催通知等の事務連絡用に分けられないか。	ご意見を踏まえ、検討致します。
27	（一社）山口県医師会	運用確認のため、WEB での机上訓練等で構いませんので、今後も年 1 回は訓練を開催していただきたくお願い申し上げます。	ご意見を踏まえ、検討致します。
28	山口県河川課	「小瀬川水防災タイムライン」の運用にあたっては、タイムラインの立ち上げやレベル移行を各市町で行うこととされていますが、市町の担当者は、河川以外にも多数の災害対応等を担っているのが現状かと思います。短時間で限られた人員で多くの対応しなければならないため、小瀬川に特化してタイムラインに関する新たな対応を実施するのは負担になっているのではないでしょうか。 実際に中国地方整備局管内の 1 級河川においても、タイムラインの立ち上げやレベル移行は、水位情報を発信する河川管理者（国）が主体となっている例が多数あることから、市町の意見をしっかり聞いたうえで、運用方法について検討していただければと思います。	立ち上げ、レベル移行を関係機関へ周知するこが防災担当者の過度な負担とならないよう運用方法等について検討を行っていきます。
29	岩国地区消防組合消防本部	メール送信先に、岩国地区消防組合通信指令課を追加して頂きたい。 tuusin@iwakuni-fd.or.jp	左記のとおり追加します。